

学校給食費を無償化するよう求める意見書

2005年に食育基本法が制定されたことを踏まえて、2008年に学校給食法が改正され、学校における食育の推進が規定されたことから、学校では給食を通じた食育が重視され、教科学習とともに学校教育の大きな柱となっている。

当初、自己負担が求められていた教科書は、義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律（教科書無償措置法）などにより無償化されている。学校給食費についても、無償化し家庭負担を軽減することは、物価高騰が続いている現在において必要性が極めて高くなっている。

本市では、子育て支援策として第3子以降の学校給食費の無償化を実施しているが、県内で第3子以降に限らず無償化を始めた自治体もあり、自治体間で格差が生じている。国民がどこに住んでいても格差が生じることなく、ひとしく義務教育を受けられるようにすることは国の責任である。

よって、国に対し、学校給食費を無償化するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 5年 6月21日

千葉県柏市議会

内閣総理大臣 宛て
文部科学大臣